

## 令和5年9月22日産業環境委員会

○西委員 お疲れさまです。西でございます。よろしくお願ひします。今日、市長の質問で、3月の記者会見について、ちょっと堺市の市政に関わる者としては、非常に悔しいというか、非常に残念なように聞こえる市長のお話がありましたので、このことについてお聞きをしたかったわけではありますが、諸般の事情によりということで、今日はありませんので、それについては次回にまたお聞きをしたいなというふうに思っております。通告に基づきまして質問させていただきたいと思いますが、ちょっと項目を入れ替えまして、公民連携については最後に聞かせていただこうと思ひます。まず、昼休みの休憩時間についてお聞きをしたいというふうに思ひますが、職員の皆さん、12時から12時45分で休憩をされているということで、過去にいろんな議論があったというふうにお聞きをしていますし、また平成30年3月の総務財政委員会で、我が会派の洲上議員からも休憩についてお聞きをしていますけれども、改めてお聞きをしたいわけですが、職員の昼休みの休憩時間の根拠についてお示しくたさい。

○大東労務課長 職員の休憩時間につきましては、堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第5条第1項におきまして、任命権者は一日の勤務時間が6時間を超える場合にあっては、少なくとも45分間の休憩時間を所定の勤務時間の途中に置かなければならないと定めております。また、同条第2項におきまして、休憩時間は、職務の特殊性または当該部署の特殊の必要性がある場合においては、一斉に与えないことができると定めており、一斉に休憩を付与することを基本としております。具体的な休憩時間につきましては、堺市職員の勤務時間、休暇等に関する規程第3条におきまして、正午から午後0時45分までと定めております。以上です。

○西委員 職員の皆さんに、12時か、12時45分までに、規程に基づいて昼休みの休憩を一斉に与えることの必要があるということは、今のお話の中で理解をするわけではありますが、これにより、エレベーターが非常に混雑をしているというのは、連日見てて思うところであります。12時過ぎて突然エレベーターが各駅停車の旅になりまして、そして12時15分ぐらいまでエレベーターが大混雑、真面目な職員の皆さんは12時45分の前にちゃんと席に戻ってなきゃいけないということで、12時半ぐらいからまたエレベーターが大混雑ということで、僕は食事をかき込むタイプですからいいんですけど、市役所の玄関を出て帰ってくるまで約15分とか20分とか、そんな状況の中で、本当に職員の皆さん、外で食事食べたいときもあるだろうに、食事かき込む、私みたいにかき込まない人にとっては大変だろうなというふうに思ひて、心配になったりするわけではありますが、改めてお聞きをしますけど、職員の皆さんが外に食事に出られない、出たくても出られないということがあ

ことは認識をされていますでしょうか。

○大東労務課長 昼休みの休憩時、特に休憩の始まりであります12時直後と、終わりであります12時45分前には、エレベーターの利用者が多く、混雑が発生していることは認識しており、職員には市民の優先利用を呼びかけております。また、その混雑を避けるため、職員が持参した弁当や、弁当の店内販売を利用し、外に食事に出るのを控える場合があると仄聞しております。以上です。

○西委員 そうなんです。何か本当にこんな食事時間で、せめてお昼は落ち着いて御飯を食べていただいて、もしくは食べたいものを食べていただいて、そして、市民サービスの現場でも頑張っていたきたいなと思うわけでありまして、本当にこの現状でいいんだろかなというふうに思うわけでありまして。そして、まずはその職員さんに、そうやって働く環境の、いい環境で働いていただきたいなというふうに思うわけでありまして、併せまして、実は食堂、堺東の食堂というか、昼食を提供されている皆さんからも、1交代ではなかなか商業的にもしんどいという話もお聞きをすることがあります。商店街の活性化を願う立場からも、ぜひ2交代、3交代ということも必要になってくるんじゃないかなというふうに思ったりするという質疑も、淵上議員からもさせていただいていますが、このような状況を、先ほど議論させていただいたような状況を改善するために、これまでに取り組んだことはあるのでしょうか。

○大東労務課長 本市では、平成28年度から平成30年度におきまして、希望者に対して、一日の勤務時間でございます7時間45分は変更せずに、昼休みの休憩時間を15分延長して、1時間付与する制度を試行実施したものの、取得率は、平成28年度は約5.1%、平成29年度は約1.5%、平成30年度は約0.9%にとどまり、本格実施には至っておりません。以上でございます。

○西委員 労働時間の定めがある中で、昼休み休憩時間を延長すると、前にその分、15分増える、もしくは後に15分増えるということになると、私もサラリーマンの経験から言うと、逆に45分もお昼御飯をフロアで食べることは多分ないので、自席で食べることはないもので、そうすると、ちょっと15分はよ来なあかんようになっていたり、もしくは遅く帰らなあかんようになるのであれば、その45分で増やさなくていいよという気分もする気持ちも分かるので、そういった意味では、取得率が伸びなかったんじゃないかなというふうに推測するわけでありまして、この休憩時間の議論は労使で協議をしていかなきゃいけないということのルールはよく理解しているところでありますけれども、ぜひ、平成30年度にも議論させていただいていますが、この休憩を例えば2交代で行うとか、本来であれば、エレベーター10台ぐらい設置してできれば一番いいのかもしれないけれども、そういうの

はなかなか大変だと思いますので、休憩を2交代で行うとか、3交代で行うとかということによって、職員の皆さんの働きやすい環境とかつくっていただくことを考えることができないのかなと思いますし、それは密接に関連している堺東の商店街の活性化という部分についてもつながってくるんじゃないかというふうに思いますので、今後もぜひ検討していただくことをお願いして、この項目は終わります。

○小野副委員長 西 哲史委員の質疑の途中ではありますが、この際、午後1時まで休憩いたします。

○午後1時再開

○小野副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
継続いたします。

○西委員 昼からもよろしくお願ひします。DXの意義についてお聞きをしたいと思いますが、もう言わずもがなのかもしれませんが、DXの推進はぜひやっていただきたいなというふうに思っていますし、自負としては、RPAの議論もかなり早くからやらせていただいたつもりですし、その頃から同じ議論を一貫してしているつもりです。今回のチャットGPTの議論も、ぜひ進めていただきたいなという観点で大綱でさせていただきましたし、ぜひDX、積極的に推進をしていただきたいなと思っていますが、これもずっと議論していますが、本当にこのDXの推進を業務効率とか、市民の皆さんへのサービス向上のためにちゃんと議論していかないと、単なる格好つけでデジタル化していますというアピールのためにやられるのであれば、大反対です。皆さんの業務がプラスオンになってしまうからだと思います。業務が増えた、そういうことにならないように、堺市全体で職員の皆さんの業務総量として、単に増えただけにならないかという懸念をずっとずっとこの間持っています。もっとICTイノベーション、皆さん、頑張ってください、市内をしっかりとグリップしていただいて、単にデジタル化をしているパフォーマンスにならないように、何のためにやっているのかという議論に常に立ち返っていただきたいなという観点から、具体的な質疑をさせていただきます。今日もしたいと思っていますが、改めてそういった観点で、DXの意義についてお示してください。

○甲田DX企画担当課長 DXは、デジタル技術の浸透で人々の生活を全ての面でよりよい方向に変化させることで、そのためには、従来の業務を前提にした考えではなく、何のためにこの業務をしているのか、どのような状態が必要なのかを考えて、業務を根本的に見直すことが大前提となります。業務全体の作業工程や、ルールを全面的に見直して、いかに作業工程を減らし、作業を効率化できるかを考えながら、新たなサービスを設計することをめざしております。以上でございます。

○西委員 おっしゃるとおりですね。効率化をするためにやっているんです。何かおかしなチャットボットとか、おかしなアプリとか、何のためにやっているか、ちゃんと議論されていないようなアプリの議論とか、申し訳ないですが、散見をされるということでもあります。こういうDXの意義をどのように職員の皆さんにちゃんと伝えているのかを改めてお示しください。

○甲田DX企画担当課長 今年度、DXの推進に向けまして、業務内容やその課題を一番理解している担当者を中心に業務の改革が進められるよう、各部からDXの取組を牽引するDXPROを1名選抜しております。各部の部長とDXPROには、DX推進に必要なマインドや基礎知識に関する研修を実施いたしました。そして、全ての職員がDXを理解し、業務改革に参画できるよう、全職員向けの研修も実施いたしました。以上でございます。

○西委員 このDXPROを招集しているということですから、この細かい議論はしませんけど、マインドや基礎知識に関する研修をしなきゃいけない人がDXPROなのかなというのちょっと思います。この選抜された人は、せめてDXの意義はもともとしっかり分かっているという人が局内には1人ぐらいいるでしょうと思うので、ぜひ積極的に、もうその先をどう伝えるかということをぜひお願いをしたいというわけでもありますけれども、具体的な事例に入りたいと思いますが、令和元年度の総務財政委員会で、まさに私、1年間総務財政委員会でいろいろとDXの話をしましたけど、そのDXの話といいますか、脱判この議論をしたんですね。私、16年前に初めて議会に来させていただいたときに、全然ワードでデータを作っていることが、これデータとして死んでしまいますよと思うことがいっぱいありました。時間の制限があるので、細かいことは言いませんけど、そういった中で、最大の問題は印鑑がある。そして、署名がある。それをPDFでどれだけスキャンしようが、データとして死んでしまう。それをどうするんですかと。当時、河野大臣が脱判こ、脱印鑑という議論をしていましたから、ぜひ堺市でも進めてほしいという議論も令和元年度のときにずっとしていました。そんな中で、令和2年12月に脱印鑑はしますけど、署名は残るのがいっぱいありますみたいな話があって、それは何なんですかと。手間が多いんじゃないんですかと。手間を逆に増やすだけじゃないんですかという話をしましたが、今現状、本市における押印見直し、どのようになっているか、お示しください。

○曾山行政経営課長 本市におきましては、令和2年11月に申請書等への押印の見直しを行い、国の法令や、大阪府の条例等により、押印が求められているものを除き、市が規則、要綱等で定める申請書等への押印を原則として廃止し、署名または記名へと変更しました。その後、国から押印と署名の見直しの対象範囲や、判断基準などを記した地方公共団体における押印見直しマニュアルが示されたことから、その内容を精査した上で、マニュアルに基

づき、押印と署名について、再度の見直しを進めてきました。以上です。

○西委員 押印見直しの実施目的を改めてお示してください。

○曾山行政経営課長 押印見直しについては、申請や届出等に伴う行政手続を簡素化することで、市民の利便性の向上や、行政手続のオンライン化の推進を図ることを目的に実施しました。以上でございます。

○西委員 まさにオンライン化の推進なんですね。でも、あのときにやったことは、令和2年の11月にやったことは、判こをやめたけれども、署名はしてください。手書きで書いてください。記名ではないです。本当にそれでオンライン化できたとと思っているのかなという議論を令和2年12月にさせていただきました。皆さんの手間がなくてできるのであれば、少しでも貢献することをやっていただけたらいいと思うんですが、結局、そのために、要綱、規則を変えるのにどれだけの手間があったかということなんですね。結局、今になってまた大慌てで、最近署名を見直して、記名でいいですという改正がたくさん庁内で行われて、あの手間を考えたら、何で2回もこういう手間を取ることをやらせるのかな、職員、各全庁に対してと。まさに、あのこの意味がちゃんと理解が伝わってなかったんじゃないかなというふうに思うわけでありまして。押印と署名の見直しを二度に分けて実施したことによって、職員の事務負担が増加して、業務の効率化が十分に図られなかったんじゃないですか、お答えください。

○曾山行政経営課長 本市におきましては、新型コロナウイルス感染症への緊急対応が求められる中、押印が必要な行政手続の見直しを加速させる観点から、令和2年度に押印の見直しを行い、その後に示された国のマニュアルに基づき、押印と署名について、再度の見直しを進めてまいりました。これらの見直しにより、市民の利便性の向上や、行政手続のオンライン化の推進が図られましたが、一方で、二度の見直しになったことにより、関係規則、要綱等の改正手続や、帳票の見直し作業など、職員の事務負担が一時的に増加したことは真摯に受け止めております。以上です。

○西委員 行政手続のオンライン化の推進が図られたと本当に言えると思っておりますか、皆さん。手書きが残ってたら、1個だけ判こ押す手間がなくなると。市民の皆さんにとっては少しでも楽になったかもしれない。でも、印鑑をなくすのをやめて、手書きの署名を残してしまったら、実際、オンライン化の推進なんて全然図られてないんじゃないですか。

○曾山行政経営課長 押印見直しによりまして、押印を廃止し、署名に移ったものにつきましても、一定オンライン化できるものもございましたので、その点におきましては図られているものと認識してございます。以上でございます。

○西委員 分かりました。じゃあ、さっき担当答えられましたよね。ICT、DXの意義をどのように伝えているか。これ本当にオンライン化見直しできる、ICTイノベーション、答えれますか。

○中井ICTイノベーション推進室長 最初の押印見直しの際には、一部記名になったものもございます。今、行政経営課長から、記名になったものについてはオンライン化を推進したという御答弁をさせていただいたと思っていますので、記名についてはオンライン化を推進しています。ただ、一部、委員おっしゃっているように、署名になったものについては、本人確認は何かの手だてが必要になりますので、オンラインに進むときには、マイナンバーカードなりの署名が必要だということのはあまり変わってないのかなというのも現実かと思えます。

○西委員 プラス、デジタル化でデータで送れないですね。PDFで送ったら、結局、システム上に画像を●●●読み込むのであれば別ですけど、基本的なオンライン化という意味では、データで取り扱えないものになっちゃっているということは、何も変わっておりませんから、オンライン化、ほとんど記名に変えたもの以外は、署名のまま残っているものに関してはオンライン化できてなかったですね。

○中井ICTイノベーション推進室長 署名が入り用のものにつきましては、マイナンバーなりの本人認証を一部手続として加えまして、オンライン化をしていったというのが現実かなと思っています。データにするものも一部ございましたが、窓口で署名ということで、アナログで書いていただきますと、データにはなっていませんので、そういうものではアナログで、あまり活用ができていなかったということかと思えます。

○西委員 おっしゃるとおりだと思います。つまり非常に大変な手間がかかって、押印をやめて、署名にした。規則、要綱を変えました。でも結局、全然負担が増えただけだというふうに思います。本市では二度に分けて実施したことによって、職員の事務負担が増加をして、業務の効率化が十分に図られなかったんじゃないかというふうに思いますけど、行政経営課はいかがですか。

○曾山行政経営課長 制度の見直しを検討する際には、見直しに要する作業量や人件費などの経費と、見直しにより得られる効果や便益を精査した上で、実施することが重要であると考えています。今後、各種制度の見直しを検討するに当たりましては、国や他都市の動向、その他、社会情勢を注視しながら、情報収集に努め、効果的かつ効率的な実施方法を十分に精査して、取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○西委員 精査をして取り組んでいくということですから、評価をしたいというふうに思いますけども、あのときの河野大臣は既に脱印鑑って、多分東京で議論されているのを反映したのかなと、あの当時は思いましたけど、あのときの河野大臣は既に印鑑をなくすことが目的ではありません。オンライン化を図ることが目的ですよとって、脱印鑑の取組を中央では進んでいたんですね。でも結局、堺市では手間を増やしてしまっ、本当にそれでよかつたのかなというふうに思うわけでありま。ぜひこの手間をしっかりとフルコストで考えていく、そういう議論はしっかりやっていただきたいなというふうに思うわけでありま、もう一つ、ぜひ議論していただきたいなというふうに思うわけでありまけれども、この職員の事務負担が増加をして、業務の効率化が図られなかつたのではないかということについて、DXの観点から、ICTイノベーション推進室の見解をお示しください。

○甲田DX企画担当課長 押印または署名が必要な行政手続をオンライン化する場合、マイナンバーカードを使った電子署名が必要であり、オンライン化の観点から申し上げますと、押印見直しにより、押印から署名に変更されても、手続に変更はございません。押印、署名から記名に変更されることで、オンライン化の際の電子署名が不要になるため、申請にかかる市民の負担が軽減されることとなります。DXの観点から申し上げますと、押印見直しという個別の業務プロセスの見直しではなく、電子申請を含めた業務の運用全体を見直して、市民サービスの向上を図ることがDXであると考えております。以上でございます。

○西委員 ぜひその観点で、まさに議論していただきたいので、ぜひよろしくお願ひします。次に、2つ目について、ちょっと似たような別の事例を取り上げたいわけでありま、住民票の写し等の証明書の交付です。これ現在、区役所窓口、区役所自動交付、コンビニ交付の3種類あります。住民票の写しの交付手数料については、堺市では窓口の300円に対し、コンビニ交付は150円の半額にはしてありますが、熊本や奈良では、期間限定ではありまけど、コンビニ交付を10円にしている。まさに、窓口じゃなくて、すぐ近くのコンビニで行っていただいても、すごく安くできますからどうですかと誘導を図っているということでありま。もちろん市民の皆さんにとっては安い方がいいということもありまけれども、こういった取組が進めば、区役所等々への来庁者が減って、ひいては窓口の職員体制を縮小できたり、自動交付機も不要になってくるんじゃないかと。まさにここまで踏み込んでDXなんじゃないかというふうに思うわけでありまけれども、このことについて、ICTイノベーション推進室の見解をお示しください。

○甲田DX企画担当課長 本市がDXを推進する理由の1つとしまして、生産年齢人口の減少により、近い将来、今よりも少ない職員で多様な業務を担うことになるという背景がござい。そのような中、職員が行っている作業の一部を機械的にできるよう、デジタルで業

務を進化させる必要がございます。証明書のコンビニ交付サービスの利用者が増え、窓口職員の手間が減り、行政運営の効率化が図られることは、DXがめざすものに通じると考えております。一方、DXの取組では、サービスの利用者である市民の共感や満足も含めて業務を見直し、最適なサービスを見つけ出す考え方も取り入れながら取組を推進しております。証明書の交付を受ける利用者が本当に困っていることは何か、潜在的なニーズは何かを考えて、最適なサービスを見つけ出すことが必要であると考えております。以上でございます。

○西委員 ありがとうございます。もちろん共感を得ることは大事なので、よく協調して、何度も委員会でも議論させていただいていますから、繰り返しは避けませんが、どうやって職員の皆さんの負担を減らして、ほかの市民サービスに充てる時間を増やしていただけるかと。画期的に取組を進めないと、冒頭申し上げたように、イノベーション推進室の皆さんのやっていることはプラスオンになりかねないという懸念を持ちます。しっかり攻め込んでほしい、そういうふうにするわけでありませう。先ほどの印鑑の事例、そしてこの証明書の交付の事例です。まだまだこの視点足りないんじゃないかなというふうにするわけでありませう。フルコストでの視点も大事、足りないんじゃないかなというふうにするわけでありませうが、この庁内の各部署で業務を推進しておられる職員の皆さんに、DXももっともっと踏み込んで意義を理解してもらえ、そのことが重要なんじゃないかなというふうにするわけでありませうが、ICTイノベーション推進室としてどのように取り組んでいくかをお示してください。

○甲田DX企画担当課長 DXの取組では、各課の業務におきまして、手間が多い、効率的にできていないなどの人、時間、コストに対する無理、無駄、むらが多い業務を抽出するところから始めておきまして、コストを意識して業務を見直すことがDXに必要なことであります。今年度、各課の業務において抽出した無理、無駄、むらが多い業務から、各部署で優先的にDXを進める対象業務を選定しまして、推進を担うDX PROを選抜しております。DX PROには、DXを進める力を養う育成プログラムを集中的に実施し、各部署が選定した対象業務については、現在ICTイノベーション推進室が伴走しながら、各部署で業務見直しを進めております。各部署の取組を推進することで、全庁でDXに取り組む必要性を実感してもらえ、全ての職員でデジタル改革をめざしてまいります。以上でございます。

○西委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいというふうにする思います。とうとうと繰り返しになっていますけど、デジタル改革をすることが大事んじゃないです。そのことを何度も何度も皆さんに議論させていただいていますけど、何度も何度も受け止めていただくことをお願ひをして、関連する項目ですが、次の項目に移りたいと思います。先日の決算審査の第2分科会健康福祉委員会所管事項において、健康福祉局からアスマイル事業の取組効果について答弁がありました。不思議な答弁でありました。また後ほど触れます。



また、令和4年度の決算総括質疑において、我が会派の淵上議員の質疑で、環境局から堺エコライフポイント事業の取組効果について答弁がありました。健康福祉局の答弁は、登録者を上げていますから、上げていますからという、まず登録者数のみを目標に、こだわってされているような答弁がずっとされており。また、環境局の答弁は、もうびっくりする答弁でしたけれども、何かアプリをダウンロードした数と、アクティブユーザーの数を同数と見ていた。それはなぜそうなったか、アプリの導入のノウハウが不足していた部分があった。イノベーション、何してたんですかと思うわけでありますけれども、このアプリの効果測定としては適当でないと思われるものがたくさんありましたけれども、ICTイノベーション推進室としての見解をお示してください。

○中島ICT政策担当課長 データを用いたマーケティングでは、従来のアナログな手法ではできなかった様々なデータを収集することが可能であることから、施策本来の目的に合ったデータを用いて指標を設け、評価することが重要であると認識しております。例えば、アプリを効果測定する場合には、ダウンロード数や新規登録者数だけでなく、アクティブユーザー数やアクティブ率といった複数の指標があるため、目的に合った指標を考える際には、どのようなデータが収集できており、どのように活用できるかなどを踏まえた上で分析を行うことが必要となります。以上です。

○西委員 まさにそのとおりなんです。ICTイノベーション推進室の皆さんはよく分かっておられるじゃないですかという、いつもこういう話をすると思うんです。でも、何か答弁の中で、とんでもなくリテラシーが欠ける答弁がどんどん出てきます。答えに窮したから出たのかもしれませんが、ぶっちゃけて言えば、でも、まずそもそもそんな答弁を仮に窮地にいったから答えたんだとしても、恥ずかしいと思わなきゃいけないような答弁がされているという現状が堺市の中でたくさんあります。今後、データ活用に関して、このEBPMの観点からも非常に重要だと思えますけど、職員のリテラシー、さすがにこんな答弁したら恥ずかしいんじゃないかと最低限思うような、リテラシーの向上をしっかりとしていくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○中島ICT政策担当課長 堺市ICT戦略の1つに新たな技術とデータの積極活用があり、その取組項目に施策立案等におけるデータの積極的な活用を掲げて取り組んでおります。職員のデータ活用に関するリテラシーの向上につきましては、今年度、DXPROを対象に、データ活用の基本的な考え方や注意点などについて研修を実施しました。また、その研修を動画にして庁内ホームページに掲載し、全職員が受講できるようにしております。データ活用は、データマーケティングだけでなく、DXをスマートシティの推進、EBPMにも欠かせないことから、より効果的、効率的に施策を実施できるよう、職員に対してデータ活用に関する研修を実施してまいります。以上です。

○西委員 ぜひよろしく申し上げます。さっきもちょっと申し上げましたが、今、研修の内容を聞いていると、その文章上だけの話やと思いたいですけど、そんな初歩的なことを言わなきゃいけないのかなというふうに思うわけでありまして。あんなに各局にたくさん職員がいてるのに、誰一人として、そんな初歩的なことから分かっている職員さんはいないんですかと、このタイトルであれば思います。そんなことはないと思っています。なので、しっかりとICTイノベーション推進室の皆さんが、もう当たり前、何かちょっと関わってたら当たり前だということを皆さんにちゃんと伝えていただきたいと。特に今回の環境局長の答弁は、申し訳ないけど、ひどかったです。アプリの導入のノウハウが不足していた、そんなことを言わせちゃだめです。そして、アクティブ数はダウンロード数と同じ、これはほんだけもう行くところ、答える先がなくなって、窮地に達したとしても、そんなこと答えさせているということは、皆さん、恥ずかしいと思ってもらわないといけない。そういった意味で、この職員のICTリテラシーの向上など、ICTイノベーション推進室が他局と連携した上で、より強力に市内を牽引していただきたいというふうに前から思っていますけど、改めて安野さんがここにいてくださっていますから、前からもずっと、10年来、この話を議論していますので、ぜひ改めて強い決意を示していただきたいなと思いますけども、いかがですか。

○安野ICTイノベーション推進監 今おっしゃっていただきましたとおり、委員とは10年以上、いろいろと御議論させていただきまして、いろいろと検討並びに実施のほうを進めてきたところでございます。先ほど冒頭、委員の質問の中で、何のためにするのかということをおっしゃっておられたかと思えます。ICT戦略に定めていますとおり、市民サービスの向上と行政運営の効率化、この2つの目標のために、我々取組を進めておるところでございます。ICTイノベーション推進室につきましては、先ほど申し上げました堺市ICT戦略に基づく取組を先導しまして、業務所管課の伴走等を行う役割を担っております。ICTイノベーション推進室がガバナンスを利かせ推進をすることで、行政手続のオンライン化の中で進めておりますように、形になって見えてきているものも、その成果もあれば、今、まさに取り組んでいる最中のもの、途上のものもでございます。先ほどおっしゃっていただきましたICTリテラシーの向上につきましては、昨年度まで様々な取組を研修として実施をしてまいりましたけれども、まだまだ課題があるという認識でございまして、改めてICTリテラシーの向上の取組の方向性につきまして、それを整理をし、先月、8月のICT戦略推進本部会議のほうで示させていただきまして。先ほど課長の答弁の中にも一部、取組のことについて述べさせていただきましてけれども、一部、既に実施済みのものはございますが、まだ引き続きやっていく必要があると考えてございます。特にDXのことに関して言えば、今年度、DXマインドやDX推進に必要な基礎知識というふうに申し上げましたけれども、そもそもDX PROに関しましては、改革マインドのある方を選任いただきたいというこ

とで選出いただいています。その方に向けて、その言葉としては基礎知識ではございますが、中身については、実践的な内容を網羅しておりまして、実際に考えていただき、その研修の中でも向上していただき、その実を結ぶような研修の内容にしてございます。ですので、この研修につきましては、DX PROだけでなく、部長さんにも参加をいただきまして、特に短期間で集中的に実施したこともございまして、データ活用でありますとか、サービスデザインといった、DXを進める上で効果的なメニューのほうを実施したことによりまして、そのDX PROの人につきましては、部長とともに、非常に改革のマインドが上がっているなということを実感しているところでございます。私自身も直接部長さんであるとか、その実際のDX PROに選任された人からも、そういった声を聞いておるところでございます。それと、そのDX PRO全員が対象ではないんですが、DXの対象業務のほうから選抜をした業務に対しまして、グループワークで実践的にEBPM等に取り組むことで、DXがどういうものなのか、どうやっていくものなのかと。先ほど申し上げたところを特に実感するとともに、実践をしてもらっております。新たなイノベーションを起こすためには、職員の意識の醸成は必要ですし、全ての職員についてのDXの意識の、先ほどのDXの意義の浸透でありますとか、ICTリテラシーの向上につきましては、なかなか一朝一夕には難しいことではございますが、今まさに強力に取り組んでいるところでございます。また、各部におきますデジタル技術を用いて、課題をどうやって解決するのか、どう取り組めばいいのかといったという思いに対しましても、しっかりと伴走支援を行ってまいりまして、冒頭申し上げましたICT戦略の中に掲げております市民サービスの向上と行政運営の効率化のほうに取り組んでまいります。以上です。

○西委員 ぜひよろしく申し上げます。監との議論はもう10年以上になって、その中で、いろんなことがお互いに共有できたというふうに思っていますので、ぜひその方向で進んでいただけることを改めて期待をしたいと思います。ただ、引き続き、この議論はしつこくしつこくしますので、もう御容赦をください。多分ICTイノベーション推進室がある限り、どこかで議論を私が議員である限りしていると思っておりますので、よろしく申し上げます。次の項目に移ります。公民連携についての項目に移ります。電動キックボードのシェアリング実証実験というのをやられていたわけですね。電動キックボード、非常にいろいろと議論の多い内容であります。道路交通法的には非常にいろんな疑問をネット上でもたくさん呈されている議論であります。位置づけ、順番が不安定なものであって、こんなんでいいんだろうか、何でこんなことになってしまったんだろうかという議論もたくさんあります。そして、何かヨーロッパでこんなことが進んでいるという主張される方も多いですが、実はパリ市では住民投票で、つい今年の春、シェアリングキックボードは禁止、住民投票を受けて、市長の判断で禁止という結論に達しました。それぐらい事故も多く、不安定で、中途半端なモビリティであるということでもあります。この電動キックボードのシェアリング実証プロジェクト、堺でやられたわけでもありますけれども、この事業概要についてお示しください。

○石崎スマートシティ担当課長 電動キックボードのシェアリング実証プロジェクトは、泉北ニューデザイン及び堺スマートシティ戦略に掲げる泉北ニュータウン地域における先進技術を利用したスマートシティモビリティによる住民の便利で快適な移動環境の創出を目的として、令和4年11月から実施しました。事業概要としては、市が実施事業者と協定書を締結し、実施事業者が貸出ポートの設置やキックボードの配置を行い、シェアリング環境の構築及びサービスの運営を行い、併せて、警察等と連携したパーソナルモビリティの安全利用に関する啓発や、試乗体験会の実施などを行いました。なお、本実証プロジェクトは、シェアリングシステムの提供をしていた企業がシステム運営を停止したことにより、令和5年6月末をもって終了しました。以上です。

○西委員 この電動キックボードのシェアリング実証プロジェクトの実施における制度的な位置づけをお示してください。

○石崎スマートシティ担当課長 本実証プロジェクトは、産業競争力強化法に基づき、新しい技術やビジネスモデルを実証する新事業特例制度の認定を受けた事業者が、規制に関する特例措置を受けて実施するものです。具体的には、実施当時、電動キックボードは道路交通法上の原動機付自転車として取り扱われるが、新事業特例制度を活用し、期間や区域などを指定して、機体の大きさや最高速度を限定することで、乗車用ヘルメットの着用が任意となることや、普通自転車専用通行帯の走行が可能となるなどの特例措置を受けています。以上です。

○西委員 もうこの時点からぐちゃぐちゃなんですね、モビリティの順番は。道路交通法上の原動機付自転車にもかかわらず、ヘルメットの着用任意、普通自転車専用通行帯の走行が可能、ここら辺が大きな議論に当時から全国的にもなっています。本実証プロジェクトにおける電動キックボードの道路交通法上の車両区分についてお示してください。

○石崎スマートシティ担当課長 本実証プロジェクトにおける電動キックボードの車両区分は、道路交通法上の小型特殊自動車となっており、最高速度は毎時15キロまでに制限されています。以上です。

○西委員 聞いている人はわけ分からないかもしれませんが、道路交通法上での位置づけが中途半端な状態になっているというわけであります。しかしながら、堺市は、まさにここにいらっしゃる泉北ニューデザイン推進の監は御存じですが、堺市は血のにじむような議論をしてきたわけですね、交通安全の議論。16年前から堺市の様々なモビリティの順番、どちらといえば、日本の道路行政自体が中途半端で、車よりも自転車、自転車よりも歩行者が

本来優先されるべきにもかかわらず、日本の道路交通法自体がそこは非常に曖昧になっていて、だから実質的には歩道上で自転車が非常に我が物顔で振る舞っていて、車道上で自転車に対して車が、ある意味、横暴に振る舞っているという、本来の道交法上の理想とはちょっと違う実態が行われている中で、堺市の皆さんはそのモビリティの順番をしっかりと議論して、交通安全の観点、市民保護の観点から、そこに建設局が中心になって、モビリティの順番をちゃんと議論してきたはずなんですね。そのことをしっかりとやってきたはずなんですが、そのことはちゃんと反映されているのかなというふうに思わざるを得ない事例がまさにあります。この本実証プロジェクトにおけるヘルメット着用の対応についてお示してください。

○石崎スマートシティ担当課長 本実証プロジェクトにおいては、新事業特例制度の特例措置により、ヘルメットの着用は任意となっているが、安全の確保のため、利用者登録の際や、利用者へのお知らせの送信時などに、ヘルメットの着用を推奨していました。以上です。

○西委員 まさにこの議論が不思議なんです。堺市では、堺市自転車のまちづくり推進条例を建設局の皆さんが頑張って制定をして、全国に先駆けて自転車乗車時のヘルメット着用を努力義務としていましたが、乗車に免許が必要な小型特殊自動車であり、交通体系上、自転車よりも上位となるはずの電動キックボードの実証プロジェクトにおいて、ヘルメットの着用を努力義務としなかった。まさにこの順番がおかしくなっているということになっていましたが、この理由についてお示してください。

○石崎スマートシティ担当課長 本年7月1日の改正道路交通法の施行により、現在は自転車と電動キックボードの新たな車両区分である特定小型原動機付自転車は、どちらも乗車用ヘルメットの着用が努力義務化となっています。実証プロジェクトの実施当時においては、市の条例により自転車乗車時のヘルメット着用は努力義務となっていました。一方で、本実証プロジェクトは、国の新事業特例制度により電動キックボードを便宜上小型特殊自動車と位置づけ、乗車時のヘルメット着用を任意とする特例措置を受けていました。こうした状況を踏まえ、本実証プロジェクトでは、利用者に対してヘルメットの着用を推奨することと併せて、大阪府警本部や南堺警察署などと連携し、交通ルールやヘルメット着用などの啓発活動を行うことで、安全かつ快適な移動環境の構築に取り組むこととしました。以上です。

○西委員 まさにそういうことなんです。国でこうなっているから、議論します、国の制度を導入します、府警、大阪府警察の皆さんと議論する、じゃないんです。モビリティの順番は堺市の中でしっかりと規定をされた議論、これまでされてきているんです。その担当の堺市自転車まちづくり推進条例を所管するサイクルシティ推進部と、ヘルメットの着用について議論されたんでしょうか。

○石崎スマートシティ担当課長 サイクルシティ推進部とは、令和4年11月からの本実証プロジェクトの実施に当たり、情報共有は行っており、当室は堺市自転車のまちづくり推進条例の規定によって、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務であることは認識していたが、本実証プロジェクトが国の新事業特例制度の認定を受けて、ヘルメット着用が任意となるよう整理された中で実施するものであったことから、ヘルメット着用に関する議論は行っていません。以上です。

○西委員 議論を行っていないということなんですね。堺市の皆さんがちゃんと堺市スタイル、どういう言い方が正しいのか分かりませんが、堺のやり方について、国がこうだからいいんです、府がこうだからいいんです、いいんですだけじゃなくて、しっかりと堺市がこういうスタイルでやらずにちゃいけんじゃないか、結果的にそうでも、やっぱり特例的にこういうやり方がいいんじゃないかと、そういう議論をしっかりと行うべきなんじゃなかったのかというふうに思うわけでありまして、いかがお考えでしょうか。

○矢田泉北ニューデザイン推進室長 課長から答弁したとおり、本実証プロジェクトの実施に当たり、サイクルシティ推進部をはじめ、庁内関係部局に情報共有は行ってまいりましたが、国の新事業特例制度の認定を受けて、ヘルメットは任意となるよう整理された中で実施するものであることから、ヘルメットの着用に焦点を当てた議論は行ってまいりませんでした。委員お示しのとおり、単に国の特例制度という整理だけではなく、市の施策や市内の道路事情等にも照らして考えることは重要と考えておまして、サイクルシティ推進部をはじめ、庁内関係部局と法令や他の施策との整合性などを踏まえた横断的な議論を行うべきであったと考えております。以上です。

○西委員 まさにそうだと思うんです。私が言うのは本当にあべこべだと思っているんですね。先ほどちょっと失礼ながら役職名が飛んでしまいましたけど、泉北ニューデザイン推進監は前の道路部長です。建設局の中でこの議論を担っていただいたというふうに思っています。まさに監だけでなく、泉北ニューデザインの中にも、企画の中にも、建設局から行かれている皆さんがたくさんいて、このモビリティの順番を国交省からも評価されるぐらい先進的な議論を、皆さんがしんどい思いをしながら議論してきたことをこんな形で、国と府、そんなん知らないですからね。そういうのはあるけど、堺ではこうだよ、そういうことをしっかり議論してほしかったんです。それがなかったのが悔しいんです、一緒に議論してきた者として。ぜひ、監、悔しくないですか、お答えいただけませんか。

○加勢泉北ニューデザイン推進監 電動カートの実証実験につきましては、国の新事業特例制度の中で、ヘルメットをかぶるのは任意ということですが、我々は推奨するという形で安全を図るように取り組んでまいりました。そこは足りてないとか、間違っていたやり方では

ないと思っております。ただ、委員おっしゃっているのは、モビリティの序列ですと、それと弱者優先の原則というのをしっかり踏まえた上で、安全確保に市が率先的に取り組むべきではなかったのかということだと考えております。昨今多様なモビリティがいろいろ導入されていく中におきまして、国のほうでも多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会で議論がいろいろされているということは認識しておりまして、そういうことが本年4月、7月の道路交通法の改正につながっているものというふうに考えております。本市におきまして、先ほどの委員お示しの自転車の条例というのをございますし、本市のこれからのモビリティ導入や、本市のブランド価値をつくっていくという意味においても、安全・安心の上にモビリティが成り立っているというのは大変重要なことと認識しておりますので、そのためにも庁内関係課とも横断的に議論しながら、弱者優先の原則を踏まえて、しっかりと安全確保に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○西委員 ありがとうございます。ヘルメットや自転車の議論の狭い範囲の議論をしているつもりじゃないんです。モビリティの順番ということを堺市がちゃんと議論してきたということは、絶対自慢していいことだと僕は思っていますので、このことをしっかり堺市スタイルを大事にして、それでも、結果として、ヘルメットについては、全国と同じ基準にこの電動キックボードについてはなりましたが、それでもいいんです。でも、議論をしっかりやってほしい、そう思っています。公民連携を進める上では、政策企画部の皆さんがよく頑張っているというふうに思いますが、まさにこのスマートシティや公民連携を進めるに当たって、やっぱりこの今までの議論を踏まえて、堺市スタイルをしっかりと組み込んでいって、議論の中で組み込んでいってほしいなというふうに思いますが、どのようにお考えか、お示してください。

○手取先進事業担当課長 スマートシティにつきましては、そもそも公民が連携しまして、新たな技術を積極的に導入することで、市民の生活の質の向上や地域課題の解決、これをめざすものでございます。そのスマートシティのプロジェクトを含めて、我々進める立場でございますので、こういったスマートシティの実証プロジェクトを進める過程におきまして、やはりその法令やほかの施策、堺市の施策であったり、ほかの国の施策、こういったものと整合性というものをより幅広く、あるいは俯瞰的な視点から見るということがやはり重要なかなというふうに今回も感じたところでございます。そういった意味からいいますと、我々政策企画部、スマートシティであるとか、公民連携を所管する我々としまして、今後様々な実証プロジェクトあるいは実装プロジェクトを進める中で、プロジェクトを所管する部局とも連携しながら、公と民がよりよい互恵的な関係、これを築くことで、やはりスマートシティ本来の目的、それを実現できるように取組を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○西委員 まさに今最後に出てきた互恵の関係ということが第一なんだと思うんですね。皆さんが外側からいろんな企画を持ち込まれるというふうに思います。堺市にとっても有意義なものはいっぱいあると思います。でも、単に堺市が、じゃあその事業者さんなり、提案される側がやりやすいようにやらせてあげるというだけではだめだと思うんですね。受身であってはいけないと。堺市にとってはこういうことが大事なんです。堺市でやる限りにおいては、こういうことを大事にしてくださいというディスカッションがあって、でも、そしたら当初の目的が達成できないからやめます。もしくは、こういうところが妥協点ですね。堺市のためには、やっぱりやっていただいたほうがいいから、こういうところは妥協しますね。こういう議論をしっかりやっていただいて、結果として、いい公民連携や、いいスマートシティが進んでいくということだと思います。この互恵関係をしっかりとつくっていくということが大事だと思います。そういった意味では、この事業、現場の皆さんはついつい入っていきがちになると思いますけど、そういう意味ではなくて、横串で見ていただいて、企画部の皆さんがより高いレベルの知識と意識を持っていただいて、しっかりコミットしていただくことが大事なんだと思いますが、私、スマートシティも、公民連携も、しっかりやっていただくべきだと思っているんですよ。だけど、あまりよくない取組があると、それは逆方向に働くということになると思いますので、しっかり進めていただきたいと思いますが、政策企画部として、このスマートシティや公民連携の在り方をどのようにお考えか、お示しいただけますか。

○東野政策企画部部理事 ICTの技術確信というものは、まさに日進月歩でございまして、例えばAIチャットボットの活用などにつきましても、飛躍的に利便性を高める可能性がある一方で、正確性であったり、倫理観あるいは個人情報などの新たな課題に対応していく必要がございます。公民連携につきましても、お互いのメリットとリスクを最適化し、最少の経費で最大の効果を実現するためには、施策の目的を共有しながら、高いレベルでの議論とウィン・ウィンの関係を構築すべきというふうに考えてございます。政策企画部といたしまして、公民連携で得たノウハウや資源を有効に活用し、異なる視点を持って事業部局をサポートいたしまして、住民の生活の質や地域課題の解決に向けた公民連携の推進、またスマートシティの実現をめざしたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○西委員 今御答弁いただいたとおりだと思いますので、ぜひ積極的に取組を進めていただきたいなというふうに思います。繰り返しになるかもしれませんが、事業者の皆さん、提案者の皆さんにそのまま飲まれるんじゃなくて、ぜひ堺市でやるからには、堺市民の皆さんのためにはこういうやり方で、そのままの形じゃなくて、こういうやり方でやってほしいということを議論するために、政策企画部の皆さんは頑張ってくださいっていると信じていますので、ぜひよろしく願い申し上げます、私の質問を終わります。ありがとうございました。



